

岳南広域消防組合消防本部告示第 7 号

消防法（昭和23年法律第186号。）第5条の3第2項の規定により、消防長又は消防署長が公告を行う場所及び期間を次のように定める。

令和 3 年 5 月 28 日

岳南広域消防本部

消防長 池田 悦智



1 公告を行う場所

- (1) 消防本部及び物件が存置されている防火対象物を管轄する消防署
- (2) 物件が存置されている防火対象物

2 公告の期間

公告をした日から14日間

附 則

この告示は、令和3年5月28日から施行する。